

合理的配慮は障害を持つ学生に対する差別の解消と、彼らの権利回復を志す理念であり、今後も普及・啓蒙が必要でしょう。しかし同時に、合理的配慮がその理念と一致しない形で運用されていくと、思わぬ誤解やバックラッシュを引き起こす危険もあります。今一度、合理的配慮の理念に基づく運用について確認しておきましょう。

目指しているのは公平性

たとえば発達障害を持つ学生に対して、合理的配慮として課題の締切りを延長したとします。この配慮の根拠となる理念は、締切りまでの猶予の「実質」を、発達障害を持つ学生とそうでない学生の間で「公平にする」ということであって、発達障害を持つ学生が「合格しやすくなる」ことを目論んでいるわけではありません。結果的に配慮の内容は同じだとしても、この違いは重要です。もし、「合格しやすく」とするという主旨なら、むしろ不公平という印象を与えかねません。

合理的配慮が目指しているのは前提条件の公平性であって、結果の保証ではありません。障害を持たない学生が単位を落とすことがあるのと同様に、障害を持つ学生が合理的配慮を受けながら単位を落とすこともあります。



理念を守ることによって普及が進む

「合理的配慮」という言葉自体はだいぶ人口に膾炙するようになりました。それは喜ばしいことですが、ここで理念を揺るがせにしないことが、本質的な普及のためには重要でしょう。もし、「合理的配慮って結局ハンディのある人に下駄を履かせてあげるってことでしょ」という誤解が広まるなら、ある時点で「やっぱりそんなんのズルいでしょ」というバックラッシュが起きる危険もあります。合理的配慮は下駄ではなくて、アレルギーを起こしにくい素材で作った身長計だ、という理念を今一度確認したいところです。

もし合理的配慮を事実上「下駄」として運用せざるを得ないような状況が生じているのであれば、それは合理的配慮の問題というよりも、少子化時代の大学教育のあり方という別次元の問題の一部として理解する方が、糸口が掴めるかもしれません。

